

越生町新規採用職員募集（令和9年4月1日採用）



■募集職種、採用予定人員、受験資格

募集職種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務	2名程度	平成8年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方
土木技師	1名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で次のいずれかに該当する方 (1) 高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を専攻して卒業した方（卒業見込みの方を含む） (2) 1・2級土木施工管理技士の資格を有する方 (3) 測量士または測量士補の資格を有する方

※土木技師は、専門知識を活かした事務に従事しますが、一般行政事務に従事することもあります。
※日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

■申込期間

7月1日（水）から7月31日（金）まで

■申込方法

越生町ホームページの申込専用フォームから
インターネットでの電子申請
※電子申請が困難な場合は、郵送での申込み
受付します。

■試験日

①一次試験（筆記試験） 9月20日（日）
②二次試験（個別面接） 10月中旬（予定）
※一次試験合格者を対象

■合否通知

10月下旬（予定）



町HP

総務課 庶務担当
☎内線 211・213

広告

「大きく育った木」や 例え
「すくすく伸びすぎた枝」に
お困りではありませんか?

お見積り・ご相談無料
-創業50有余年-
親切・丁寧な仕事を
こころがけております。

緑と自然豊かな環境づくり
浅野造園有限会社
〒350-0401 越生町古池 399
Tel.049-292-3436

☆ 毛呂山町で創業 79 年 近くて安心! ☆

補聴器 家電 リフォーム
ご自宅に伺います 購入後も安心!
トイレ・お風呂・キッチン
その他ご相談ください
エコキュート 防犯カメラ

高橋電気(株) 毛呂本郷 3 (水曜定休)
☎0120-182-109

国民年金保険料免除の申請について

令和8年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請は7月1日から受付開始となります。

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。町民課窓口またはマイナポータルで申請できます。

保険料免除制度の基準（承認期間：7月から翌年6月まで）

一本人、配偶者、世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること。

○全額免除

計算式：（扶養親族の数+1）×35万円+32万円

○4分の3免除

計算式：88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○半額免除

計算式：128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○4分の1免除

計算式：168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※納付猶予制度：50歳未満で学生以外の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。ただし、猶予期間は年金を受けるための期間として計算されますが、年金額には反映されません。

必要なもの

年金手帳、基礎年金番号通知書などの基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーカード
失業等による申請の場合は、次のいずれか
・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険受給資格通知

保険料を追納する

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。免除期間分の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

申請方法

町民課窓口で申請

マイナンバーカード（お持ちでない場合は、通知カード+運転免許証、パスポート、在留カードなど）

関ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

関町民課 国保年金担当 ☎内線 121

『6th day カーボンニュートラル ~inおごせ~』

7月の目標は

【冷蔵庫スッキリ月間】
~冷蔵庫の使い方を見直して、
環境問題に貢献しましょう~



カーボン（炭素）の原子番号6番にちなみ、
「毎月6日は環境のことを考えて生活する日」

6th day
カーボンニュートラル
(越生町HP)



広報おごせでは毎月、『6th day カーボンニュートラル ~in おごせ~』として、そのテーマをお知らせし、町民の皆さまが日々の暮らしの中で実践できる環境行動を紹介しています。

関まちづくり整備課 新エネルギー対策担当
☎内線 157

新・増築建物の家屋調査にご協力ください

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、令和8年1月2日以降に家屋や車庫など新築および増築された建物を対象に家屋調査を実施しています。少ない面積を増築された場合におかれましても、調査の対象となりますので、ご連絡をお願いします。

なお、調査にあたっては、あらかじめ日程を調整のうえお伺いします。また、家屋を取り壊した場合もご連絡をお願いします。

※調査員（税務課職員）は、固定資産評価補助員証を携帯しています。不審と思われるときはお知らせください。

関税務課 課税担当
☎内線 135